

伊総発第62号
平成19年6月19日

伊勢崎市情報公開審査会
会長 小暮清人 様

伊勢崎市長 矢内一雄
(総務部総務課情報公開担当)

伊勢崎市情報公開条例の一部改正について(諮問)

このことについて、別紙のとおり伊勢崎市情報公開条例(平成17年伊勢崎市条例第17号)の一部を改正したいので、同条例第20条第2項の規定により、貴審査会の意見を求めます。

伊勢崎市情報公開条例の一部改正の概要

1 郵政民営化法の施行に伴う改正（第7条第1項第5号関係）

非公開情報である個人情報の除外規定である公務員情報の中から「日本郵政公社の役員及び職員」に関する情報を除くもの。

（改正の理由）

日本郵政公社の民営化に伴い、日本郵政公社の役員及び職員は、国家公務員及び独立行政法人等のいずれにも含まれず、個人情報として取り扱う必要があるため。

（現行の規定）

当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

2 利用者の責務（第4条関係）

現行の規定に、利用者の適正な請求に係る責務に関する規定を加えるもの。

（改正の理由）

条例の定めるところにより行政情報の公開請求をしようとするものは、公開を受ける意思のない請求を行うべきではないなどの「適正な請求」が当然に求められることから、条例で明文化するもの。

（現行の規定）

この条例の定めるところにより、行政情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

3 公益上の理由による裁量的公開の除外規定（第9条関係）

現行の規定に、公益上の理由による裁量的公開を除外するものとして、第7条第1項第2号を加えるもの。

（改正の理由）

第7条第1項第2号に規定する「実施機関が法律又はこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報」については、実施機関に裁量の余地がないことから、法令根拠と同様の取り扱いとするもの。

（現行の規定）

実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報（第7条第1項第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

4 行政情報の目録等（第26条関係）

現行の規定に、行政情報の適正な管理として、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政情報の管理に関する必要な事項について定めを設け、これに基づき、行政情報を適正に管理する旨を加えるもの。

（改正の理由）

伊勢崎市文書整理、保管及び保存に関する規程等により、文書の適切な管理を実施しているところであるが、情報公開制度の適正かつ円滑な運営のためには文書の適切な管理が前提となることから、文書管理に関する規程類を定め、当該規定類に基づき適切な文書管理に務めることを情報公開制度運営上の実施機関の責務として規定するもの。

（現行の規定）

実施機関は、行政情報の索引に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

5 その他

伊勢崎市個人情報保護条例との整合性を図るとともに、条文の整備を図るもの

6 施行日

平成19年10月1日とするもの

(理由)

上記1の改正規定の施行日は、「郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行の日(平成19年10月1日)とする必要があるため。また、その他の改正規定も併せて同日で施行しようとするもの。